

2025年役員選挙 選挙運動について

日本作業療法士協会選挙管理委員会

役員選出規程（2024年8月17日改定）をわかりやすく整理しましたので、ご参照ください。

1 選挙運動とは

特定の選挙において、特定の候補者の当選を得る又は得させるために、有権者へ直接又は間接に働きかける行為を指します。

2 選挙運動ができない人

- (1) 一般社団法人日本作業療法士協会（以下、本会）の正会員ではない者
- (2) 本会の選挙管理委員会の構成員

3 選挙運動ができる人

- (1) 「選挙管理委員会の構成員」以外の本会の正会員
- (2) 本会の正会員のみで構成する団体

4 選挙運動を行うことができる期間

「選挙期日を告示した日より選挙期日の前日まで」となります。
※国政選挙等での選挙期日とは単日の投票日を指し、本会も国政選挙等と同様のスタイルで、選挙期日を設定しています。なお、本会では、期日前投票と選挙期日を合わせた期間を投票期間と称しています。

5 選挙運動として可能な行為

- (1) 通常の葉書やビラによる文書図画の配布。（封筒の使用は禁止です）
- (2) 立候補者による電子メールによる文書図画の送信。
 - ・ただし送信先は、選挙運動用として電子メール送信を自ら求めて通知した人に限ります。
 - ・また、送信する電子メールには、送信者の電子メールアドレス等（電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報、以下電子メールアドレス等とする）を必ず記載してください。
- (3) ホームページ、ブログ、ソーシャルネットワークワーキングサービス、動画共有サービス、動画中継サイト等（以下、ウェブサイト等とする）での文書や図画及び動画の掲示。
 - ・以上には、ウェブサイト等でユーザー間がやり取りするメッセージ機能も含まれます。
 - ・また、掲載する際には、掲載した当人の電子メールアドレス等を必ず記載してください。
- (4) 集会による演説会等。
- (5) 電話（ファクシミリを含まない）

6 選挙運動における禁止事項

- (1) 飲食物を含む金品の授受。
- (2) 封筒による文書図画の配付及び郵送。
- (3) 当人が受信を求めている場合の電子メール送信及び選挙運動用電子メールの転送。
- (4) 立候補者以外による電子メール送信及び選挙運動用電子メールの転送。
- (5) ファクシミリによる文書図画の送信。
- (6) ウェブサイト等に掲載され、又は電子メールにより送信された文書画面を紙に印刷して頒布すること。
- (7) 正会員の自宅及び職場等への戸別訪問。
- (8) 選挙公報のすべて及び文書図画における虚偽又は不正な内容の掲示。
- (9) 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為、またはそれらに結びつく行為。
- (10) 本会または他者の財産やプライバシー、名誉、信用等に損害を与える行為、またはその恐れのある行為。
- (11) 選挙運動の全部または一部を商業目的で利用する行為。

7 禁止事項に反する場合

禁止事項に反する場合、または倫理的に問題がある場合には、選挙管理委員会の名のもとで注意、是正勧告、

選挙権及び被選挙権の取り消し、当選の取り消しとなる場合があります。

- (1) 選挙権及び被選挙権の取り消しとするのは、候補者がこの規定に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場合とする。取り消しの期間は1年間とする。
- (2) 当選の取り消しとするのは、当選人がこの規程に反する行為を行ったと選挙管理委員会が認めた場合とする。当選の取り消しがあった場合には、当該当選人の人数に応じ得票数の多い順で繰り上げ当選とする。
- (3) 規定に反する及び倫理的な問題に該当すると判断され、選挙管理委員会の調査対象となる者については、弁明の機会が保障されるものとする。
- (4) 団体の公認推薦を受けている候補者に選挙運動違反の疑義がある場合には、その団体も選挙管理委員会の調査対象とする。
- (5) 選挙管理委員会は、処罰の結果を公表するものとする。